

JSA・青法協第2回市民講座

『シーガイア・ーツ葉リゾート開発 「3つの謎」を考える』

講師：後藤 好成 氏
(弁護士、ーツ葉リゾート
訴訟弁護団事務局長)

日時：1999年3月20日(土)
14:00～16:00

場所：宮崎市中央公民館
大研修室

資料代：300円



目 次

1.レジメ	p.1
2.リゾート訴訟の経過	p.2,3
3.訴状の要旨	p.4,5
4.訴訟関係新聞報道記事	p.6,7
5.森林法などの法律資料	p.8,9
6.資金調達関連新聞報道記事	p.10～13
7.経営状況資料	p.14～16
8.「第一勧銀」週刊誌報道	p.17,18
9.情報公開訴訟関係新聞報道 記事	p.19～21
10.国有林売り払い記事	p.22
11.アセスメント関連資料	p.23～25
12.県議候補者アンケート記事	p.26
13.新聞連載記事「楽園の行 方」	p.27～31

主催：日本科学者会議宮崎支部(JSA)
青年法律家協会宮崎支部(青法協)



シーガイア・ツツ葉リゾート開発「3つの謎」を考える

後藤 好成

I. 第1の謎 … 国有防潮保安林をリゾート開発の場にできたのはなぜか？

- ①ツツ葉松林国有防潮保安林はどんなところなのか。
- ②本来、開発の対象としてはならないツツ葉松林の開発を可能にしたのはどんな仕掛けがあったのか。
- ③国有保安林開発のために国・県が犯した違法・脱法行為とは。

II. 第2の謎 … 採算の見通しのない開発が強行されたのは、なぜか？

- ①開発にかけたフェニックス国際観光株式会社と宮崎県・宮崎市それぞれの思惑
- ②第三セクター方式開発事業からくる目算の甘さ
- ③バブル崩壊後も開発を中止し難かった政治的事情
- ④総額 2000 億円の公的融資及び銀行団融資を引き出した特別な事情

III. 第3の謎 … シーガイアは倒産すると、どうなるのか？

- ①方法は破産手続きしかないのか。
- ②破産手続きになると、リゾート施設群の行方はどうなるのか。
- ③2500 億円を超える累積負債はどうなるのか。

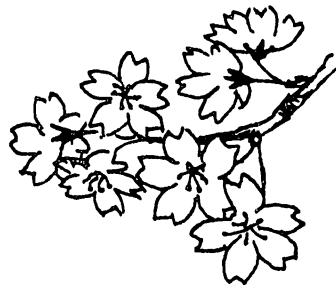
一つ葉リゾート訴訟の経過

1987年6月 フェニックス国際観光などが一つ葉浜開発計画発表
 11月 宮崎・日南海岸リゾート推進協議会（会長・松形知事）設立総会
 88年7月 福島、三重県とともに宮崎が初のリゾート法適用決定。フェニックス国際観光が一つ葉リゾート事業計画を発表
 12月 第3セクター「フェニックスリゾート」設立
 90年4月 農水大臣が保安林指定解除の予定通知。知事が保安林指定解除の予告告示
 5月 宮崎市内の3人が農水大臣に対し保安林解除に対する異議申し立て
 7月 農水大臣が異議申し立てを却下
 9月 松林伐採に反対する一つ葉地区住民らが「一つ葉の自然を守る会」設立、松林伐採中止の要請書を県に提出
 12月 熊本営林局が一つ葉海岸の国有林を森林空間総合利用整備事業地域に指定。フェニックスリゾートが宮崎営林署長に国有林の使用許可を申請
 91年1月 知事が松林の開墾作業許可。同営林署長が国営林の使用許可
 2月 松林の伐採始まる
 3月 一つ葉リゾート起工式
 4月 「守る会」メンバーら「国有保安林一つ葉浜松林を守る訴訟原告団」を結成、営林署長と知事（その後県中部農林振興局長に変更）を相手に許可取り消しを求める行政訴訟を宮崎地裁に起こす。執行停止申し立てもする
 5月 原告団がフェニックスリゾートを相手に工事の差し止めを求める民事訴訟を起こす
 6月 県と営林署が原告団は原告不適格との意見書を宮崎地裁に提出
 9月 宮崎地裁から訴訟手数料の追加納付を求められた原告団は、人数を減らす。最終的には約50人に
 11月 第1回口頭弁論。被告側は原告適格がないと訴えの却下求める

92年1月 第2回口頭弁論。原告側は却下に反論
 6月 行政訴訟第4回口頭弁論。原告側松林伐採で防潮機能が低下、被害を受ける可能性があると主張
 7月 行政訴訟第5回口頭弁論。被告側「開発許可は正当」と主張
 12月 行政訴訟第8回口頭弁論。環境影響評価（アセスメント）をめぐって攻防
 93年7月 「シーガイア」のオーシャンドームがオープン
 94年2月 執行停止申し立て取り下げ
 3月 行政訴訟第16回口頭弁論、結審



93年 2月22日	開発工事一部終了
93年 4月22日	保安林指定一部解除
94年 5月30日	国、県に対する行政訴訟各第一審判決 (その後、原告住民控訴)
94年 7月31日	開発工事残部終了
94年 10月11日	保安林指定の一部解除
95年 12月11日	国、県に対する控訴審判決 (その後、原告住民団に対する上告)
96年 9月	一つ葉浜開発地の国からフェニックスリゾート社への売却
97年 1月27日	フェニックスリゾート社に関する経理資料を非公開とした県の措置を違法とする第一審判決(その後、被告県控訴)



経過一覧

- 昭和62. 6. 総合保養地域整備法施行
63. 7. 「宮崎・日南海岸総合保養地域の整備に関する基本構想」承認
　　一ツ葉地区リゾート開発第三セクター準備室、(財)林業土木コンサルタンツに対し、環境アセスメント委託
12. フェニックスリゾート(株)設立登記
- 平成 2. 1. (財)林業土木コンサルタンツ、環境影響評価報告書作成
2. 5 フェニックス社、知事に対し、宮崎広域都市計画公園事業の認可申請、及び約61haにつき保安林指定解除申請の要請
　　? 知事、同都市計画公園事業認可申請の件を宮崎県自然環境保全審議会自然環境部会に報告し、意見聴取
3. 1 知事、熊本営林局長に対し、保安林指定の解除について照会
5 熊本営林局長、知事に対し、異議ない旨回答
　　山崎町、阿波岐原町の自治会長、区会長より保安林解除に対する同意書集め開始
6 知事、農林水産大臣に対し、公益上(都市計画公園用地)の理由による保安林指定解除申請(森林法26条2項、27条1項)
4. 18 大臣から前記約61haにつき解除予定の通知(同法29条)
　　知事、フェニックス社に対し、都市計画公園事業認可
24 知事、保安林指定解除予定告示(同法30条)
2. 12. 18 熊本営林局、一ツ葉地域約360haを森林空間総合利用地域に指定
20 フェニックス社、宮崎営林署長に対し、約134haの使用許可申請
3. 1. 14 フェニックス社、知事に対し、保安林内作業許可申請(森林法34条2項、代替施設設置のため)及び伐採届(施行規則22条の8)
30 宮崎県中部農林振興局長、フェニックス社に対し、同申請許可
31 宮崎営林署長、フェニックス社に対し、使用許可(国有財産法18条3項)及び立木の売り払い
2. 5 宮崎営林署長、フェニックス社に対し、立木引渡
　　フェニックス社、立木伐採に着手

国に対する訴状の要旨

宮崎営林署長が本年1月になした国有保安林である一つ葉松林のフェニックス・リゾート会社への国有地使用許可の取消を求める。

①一つ葉松林のような公共のために存在する国有財産はこれを一般私人に貸付けたり、売り渡すことは許されていません。しかし、その本来の用途、目的を妨げない限度であれば例外的にその使用を許可できることとなっており、今回の使用許可はこの例外規定によつてなされています。

②ところが、今回の使用の内容は、松林内の松を約61ヘクタール、10万本も伐採した上、その跡地にゴルフ場、高層ホテル、大プール等を建造するというものです。このような使用が防風・防砂・防潮といった海岸防災林の役割を果たしてきた一つ葉松林の機能を著しく損ねる形での使用であることは明らかであり、国有保安林としての用途・目的を妨げるものとして、その使用を許可することは違法であり、許されないものです。

③しかも、今回の使用許可は、これまで宮崎市民の誰もが自由に入りしていた一つ葉松林の中心部分を約133ヘクタール（約40万坪）も一営利企業のみに独占的に使用させるもので、この点でも従来の市民の森林自然環境・レクリエーション環境としての場を一方的に奪うものとなっています。

④そもそも、この松林のように、公共のために存在している国有財産については、仮にこれを一般人に使用を許す場合にも、コンクリート造のような堅固な建物の敷地として長期継続的使用をさせるこ

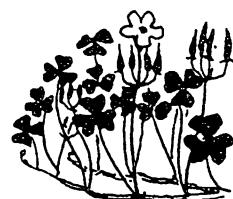
とはできないというのが国の従来からの解釈でしたが、今回のウォーターポールやホテルの建造はこれにも違反していることは明白です。

⑤本件松林に隣接して27ホールのゴルフ場、二棟の大ホテルが存在し、宮崎市近辺だけでも相当数のゴルフ場が存在するにも拘わらず、過去200年にわたって營々として植林され、守り育てられてきた松林を破壊してまでゴルフ場を設置する公共的必要も理由も全く存在せず、従つてその使用をこのような目的のために特別に許可すべき理由は存していません。

⑥昨年の6月に、林野庁長官は森林内での開発に対する許可基準を出していますが、今進められている一つ葉のリゾート開発計画は、この許可基準をいくつかの点で逸脱しています。

例えば、ゴルフ場のホール間の幅が30メートルにしないといけないのに10～20メートルしかないものがあることとか、レジャー施設一箇所あたりの面積は5ヘクタール以下とされているのが、ウォーターパーク、大駐車場付近は一体として約30ヘクタールの面積となっていること等です。

⑦以上述べたように、今回の国の使用許可は、様々な面からみて国有財産法（18条3項）に違反しており、その取消は免れないものです。



県知事に対する訴状の要旨

1. 県知事が本年1月になした保安林としての一つ葉松林内での開墾作業許可の取消を求める。
2.
 - ① 一つ葉松林は現在も防潮保安林であるので、松林内で開墾等の作業をするには森林法（34条2項）により県知事の許可が必要である。しかし、この県知事の許可是保安林の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合にはなされべきではない。
 - ② ところで、一つ葉松林は防潮保安林であり、その目的は高潮・津波の害、塩害等を松林の存在によって防ぐことにある。
従って、このような防潮の役割を果すクロマツを10万本も大量に根こそぎ除去し、その跡地にゴルフ場やホテル等を建造するための開発作業は、保安林の目的たる松林の防潮の目的の達成に著しい支障を及ぼす行為である。だから、このような開発作業に対してなされた今回の県知事の許可是取消されねばならない。
 - ③ 今回なされた松林内での開発作業の許可是、松林内の大量的松伐採が大前提とされているが、この前提たる松伐採について森林法上必要とされている県知事の伐採許可是出されていない。このような無許可伐採を大前提とする県知事の開発作業許可是明らかに違法である。

フェニックス・リゾート社に対する訴状の要旨

1. フェニックス・リゾート社に対して一つ葉松林内におけるリゾート開発のための一切の作業、工事、建物建築等の工事の禁止を求める。
2.
 - ① 一つ葉松林内の今回のリゾート開発は、樹齢200年を含むクロマツ約10万本（約62ヘクタール）を大量伐採し、約133ヘクタールもの広さの松林内にゴルフ場を含む大リゾート施設群を建造しようとするものである。
 - ② このような松の大量伐採を伴うリゾート開発がこのまま進行すれば、一つ葉松林の防風、防砂林、又、防潮林としての機能は著しく低下し、津波、高潮の害、台風時の強風、砂の害の危険が高まり、原告ら住民はその生活上、生命・身体・財産上の著しい損害を受けることとなる。
 - ③ 又、これまで自由に入り出しきれど松林約40万坪をリゾート会社が独占的に使用することとなるために、原告ら住民はその広大で貴重な森林自然環境を奪われることとなる。
 - ④ 今回の一つ葉松林内のリゾート開発は、すでに述べたように国有財産法、森林法国有林野法等の法律に違反し、又、昨年出された林野庁長官の森林内開発の許可基準さえも逸脱した違法性の高いものである。
そこで、このような違法で、かつ原告ら住民に多大の損害を発生せしめるような一つ葉リゾート開発の工事の差止めを求めた。

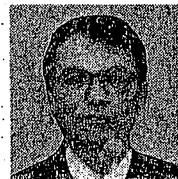
原告適格2人、請求は棄却

一ツ葉リゾート訴訟

県森林法違反せしめ

判 決
宮崎地裁

国訴えは門前払い



加藤誠裁判長

判決主文	判決理由
「〔原告〕一人の各請求を了すれども棄却する。」	原告が被告の行為が保安林指定の目的達成に支障をおよぼすかどうかは、手続きに違法性なく、保安林から一キロ以内の住民二人に原告格を認めた。
「〔被告〕一人の各訴えを了すれども却下する。」	その上で、シーガイアを建設する行為が保安林指定の目的達成に支障をおよぼすかどうかは、手続きに違法性なく、保安林を解除了後も「潮喜防衛保安
「〔訴訟費用〕は原告の負担とする。」	原告が欠陥があると判断したが、許可処分の時

判決はまず、國の国有林使用許可に対しでは、いずれ原告すべてに訴えの資格はないとして却下した。

原告は、シーガイアを建設する行為が保安林指定の目的達成に支障をおよぼすかどうかは、手続きに違法性なく、保安林を解除了後も「潮喜防衛保安

第三セクターの「エニックスリゾート（佐藤棟良社長）」が宮崎市一ツ葉に大型リゾート施設を建設するのに当たり、国有林の松林を伐採したのは防潮機能を低下させ生活環境を破壊するとして、同市大島町、団体役員林好美さん（53歳）三十九人が、國（宮崎県林務局長）、県（県中部農林振興局長）の国有林の使用、開墾作業などの取り消しを求めた「一ツ葉リゾート訴訟」の判決は三十日、宮崎地裁であった。加藤誠裁判長は地域住民に訴える資格（原告適格）があるがついて、県に対しては原告一人について認めだが、國については門前払い。その上で県の処分は「森林法に違反しない」と判断、訴えを棄却した。同時に許可処分時の環境アセスメント（影響評価）については意見の中でも「一部十分でなかった」と指摘、リゾートなら天規模開発に慎重な対応を求めた。（3面に解説・判決文要旨、23面に関連記事）

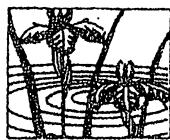
県に対する訴えは「森林の機能は果たさない」として、請求を却けた。原告団は「控訴も含めて一週間以内に方針を決めたい」とし、内に方針を決めたい」として、原告が欠陥があると判断したが、許可処分の違法性には直接的に、被告側が行った津波に連なるの闘争をもたらす」と、対する環境影響評価は科学的調査に基づいた専門的判断が十分にされていなかったとしている」と批判。「本件訴訟の審理過程において初めて十分に検討されたとのそりをまねがれない」とリゾートなどの大開発に十分な環境アセスメントが必要とした。

「一ツ葉リゾート訴訟」は「国有保安林一ツ葉浜松林を守る訴訟原告団」（林好美団長）が三年四月二十日、「約六十一㌶十万亩の松林伐採で潮害の発生や悪い場合の喪失などで地域住民の生命や財産に被害を受けける可能性がある」と提訴。原告適格や保安林の機能などを争点に三年間、十六回の口頭弁論が開かれた。



昭和三十一年五月三十一日

観光地宮殿に至った判決



陪審裁判は「シーカイア」判決で原告側の請求、訴えを棄却、却下し、原告や県側の主張を悉く全面的に認めて原告市・シンガニアの国有林（海岸防護林）に造られた大型のシーカイア施設・シーカイアの建設を認めないと判断した。

本格的つづり方で、海岸防護林の整備の再生を國の本業といひ、地域の環境に即した判断だと述べた。これで第三セクターの「ヨリックブローゲル（佐藤良社長）」が、十月の内閣・内閣府（海防施設の開業）回復（トヨタ）による海岸防護施設の建設に賛成した。

「しかし、シーカイアは特定個人の利権のみを目的とした施設でない、むしろ國民生活のための利便や周辺地域の振興という二重の公共性ある施設である」と述べた。

観光高島の新しい機能であるシーカイアが余暇時代に対する施設で、地域振興政策ともあるといひが近頃の場で認めた意味は無視できない。

事業は公共性が認められた場合が、原告の指定を解除である」として公共性のある事業への転用を否認した。

「シーカイアは根本的に海岸防護施設であるから、直ちに保育林解説ができないから『公共上の必要』があらねば不得だ」。

本格的つづり方で、海岸防護林の整備の再生を國の本業といひ、地域の環境に即した判断だと述べた。これで第三セクターの「ヨリックブローゲル（佐藤良社長）」が、十月の内閣・内閣府（海防施設の開業）回復（トヨタ）による海岸防護施設の建設に賛成した。

「シーカイアは海岸防護林の上位、『海岸防護施設』の機能を十分に發揮せねばならぬが、機能・四部である」と認定した。

個々の技術論については当然反論もあれば、全体的には反論せずして承認されたので、今後各地で行われるものがそのまま止まることなく開発事業への教訓とした。十分なアセスメント、「新たな自然創出」の根柢があるはずだからだ。

「持つてある」と分析している。被審を増大させると同時にがならないことも考慮している。騒音・騒音を防ぐ機能も十分あるとした。

一方、原告適格問題は法律論争であり、開発事業団体には直接関係しない。

「ただ、保育林解説と津波、堤防・海岸の関係についても問題はあるとの結論である。

「この理由として、最初に保育林の基本的性質、機能を「津波に対する耐久性」は限界がある。津波の荒廻を減弱せながら水を背後地に流すのがあって、強大な津波の被害を十分に防ぐだけの機能はない。社会通念上期待される程度の津波のエネルギーを減少せねばならないが機能・四部である」と認定した。

個々の技術論については当然反論もあるが、全体的には反論せずして承認されたので、今後各地で行われるものがそのまま止まることなく開発事業への教訓とした。十分なアセスメント、「新たな自然創出」の根柢があるはずだからだ。

(木林法)

(保安林における制限)

- 第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
 - 二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
 - 三 第百八十八条第一項の規定に基づいて伐採する場合
 - 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
 - 五 除伐する場合
 - 六 その他省令で定める場合
- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
 - 二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合
 - 三 第百八十八条第一項の規定に基づいてする場合
 - 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
 - 五 鮮易な行為であつて省令で定めるものをする場合
 - 六 その他省令で定める場合
- 3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集團の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべてにつき同項の許可をするとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集團に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度をこえることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

国有財産法

第二節 行政財産

(公有林の取扱)

- 第一へ添付① 行政財産は、これと貸し付け、交換し、売買し、出典し、譲り受け、返し、もしくは出資の目的とし、又はこれに私権を附帯することができる。ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは改修で定める法人と一じやつの過物を区分して所有するためこれらの方々に當該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは改修で定める法人がその經營する鉄道、道路その他改修で定めた地上権を設定するときは、この限りでない。
- ② 地上権を設定するときは、この限りでない。
- ③ 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その用途又は役務を許可することができる。
- ④ 地上権を設定する必要がある場合において、第一項にだし替の水道の用に供する必要がある場合において、第一項にだし替の水道の用に供する必要がある場合は、この限りでない。
- ⑤ 行政財産を無償で使用させ、又は収益させることができる。
- ⑥ 国有財産の規定による許可を受ける行政財産の使用又は収益については、併地法（大正十年法律第49号）及び併業法（大正十年法律第50号）の規定は、適用しない。

(立木の伐採の許可を要しない場合)

第二十二条の八 法第三十四条第一項第六号（法第四十四条において規定する場合を含む）の省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 国又は都道府県が法第四十一条の保安施設事業、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはば山崩防止工事を実施するため立木を伐採する場合
- 二 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
- 三 倒木又は枯死木を伐採する場合
- 四 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合

五 法第三十四条第二項の規定による許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ都道府県知事に届け出（こころに従つて立木を伐採する場合）

事項	基準
一 方法	（1）主伐に係るもの
（1）主伐に係るもの	イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは露害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採量の指定をしない。
（2）主伐に係らないもの	ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩落の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、折伐による。
（3）主伐に係らないもの	ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
（4）主伐に係らないもの	ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、法第五条第一項第一号の標準伐期鈴以上のもととする。

国有林野法

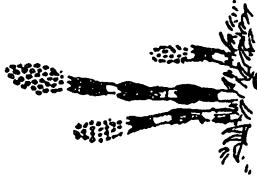
(国有林野の貸付、売却等)

第七条 第二条第一号の国有林野は、左の各号の一に該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は賃付以外の方法により使用（収益を含む）以下同じさせることができる。

- 一 公用、公用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 土地取用法（昭和二十六年法律第119号）その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。
- 三 放牧又は採草の用に供するとき。
- 四 その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が五ヘクタールをこえないとき。

2 前項の規定により国有林野を貸し付け、又は貸付以外の方法により使用をせる場合には、国有財産法第二十一条から第二十五条まで（鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く）の規定を準用する。

第五節 行政財産の目的外使用



第一款 意義及び性質

一 意義 普通財産は、直接行政上の目的に供するものではなく、主として、その経済的価値に基づいて生じた収益を地方公共団体の財源に充て、間接に行政目的に寄与する財産であるから、原則として、これに一般私法の適用があり、これを貸し付け、交換し、売り扱い、譲りし、もしくは出資の目的とし、又はこれに私権（用益物権、担保物権など）を設定することができるとしている（地方自治法二三）。

これに反して、行政財産は、直接、公の目的に供用することを本来の趣旨とする財産であるから、立法上、この目的に反する行政財産の管理処分を禁止し、原則として、私権の設定その他私権の行使を禁止している。しかし、国有財産たる公園の一部を貸し付けるとか、官公庁舎の中に食堂その他の売店等にあつて私人に使用させる場合のように、必ずしもその使用が行政財産の用途又は目的に反しない場合もある。そこで、従来、法律上、例外として行政財産は、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益をすることが認められている。これを行政財産の目的外使用とよんでいる。

ただ、この行政財産の使用収益関係については、立法措置の変遷と相まって解釈上異論が多い（二）。以下、この点についての、学説・判例並びに実例等の見解を概観する。

第五節 行政財産の目的外使用

三一三

第四章 公物の使用関係

三一四

（一）ただ、どのような使用の場合は行政財産の用途又は目的を妨げない限度であるかは、必ずしも明らかでなく、特局、個々具体的な事例について判断するほかはない。この点につき、行政解釈（昭和三八年九月一〇日施行）は、「行政財産である土地の一部を堅固な建物の敷地として私人に長期継続的な使用を認めるることは、将来、当該行政財産を本来の目的に使用したとき、ただちに原状回復または使用関係の是正が事業上困難となり、ひいては行政財産の本来の用途又は目的を妨げる結果となる」としている。なお、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用として認められる一般的な場合として、國の行政財産につき、昭和三三年一月七日厚生省一号「國の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準」によれば、（イ）職員・学生等の利用する食堂・売店等の厚生施設を設置する場合、（ロ）学術調査等の公共目的のため短期供する場合、（ハ）水道・電気等公益事業用に供するためやむを得ないと認められる場合、（ヘ）災害等の緊急事態の発生により、応急施設として短期間利用する場合、（ホ）その他国・事業等の遂行上實にやむを得ないと認められる場合などをあげている。

また、公有の行政財産についても、行政財産の目的外使用として認められる場合として、大体、国有財産の場合と同様、（イ）職員・学生・病院における入院患者等、行政財産を利用するため、当該行政財産に、食堂・売店・理髮所等の厚生施設を設ける場合、（ロ）公の学術調査、公の施設の普及宣伝その他公共目的のために行なわれる講演会、研究会、選挙等の用に短期間使用せる場合、（ハ）当該行政財産を水道事業、電気事業又はガス事業その他公共事業の用に供する事がやむを得ないと認められる場合（たとえば、行政財産である土地に、地下鉄、上下水道管、ガス管、電信電力線等を設置または架設させる場合のこと）、（ヘ）災害その他緊急事態の発生により当該行政財産を応急施設としてきわめて短期間使用せらる場合、（ホ）國・他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められる場合、（ハ）港湾施設の船客待合所に広告物を掲示するとか、バスの車内に広告を認めるような場合、（イ）庁舎内の一室を指定金融機関の事務所として使用せらる場合などをあげている（長野・滋賀地方自治法八四四頁、宮元義雄「地方財務」地方自治法二五三頁）。

（二）村井龍彦「行政財産目的外使用の法律関係」愛媛法二号（一九七〇年）。

二 行政財産の目的外使用の性質

九州三ヵ所目のテーマパーク、多すぎるとの声も聞きますが、テーマパークは南九州になく、九州全体の均衡ある地域振興の上からも必要です。また「開発」ンセプトは「海を越えた海」で、他の二つとは全く異質な施設です。本県は従来から青島など海水浴を売りてきましたが、海水浴が可能なのは七月の一時期だけ。

全体だと三千億円と相当な投資額。年間入場者二百五十分万人、一人当たり入場料四千三百円で採算が合いますか。また、来春の新入社員は約九百人、その訓練も大変ですね。

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 28, No. 4, December 2003
ISSN 0361-6878 • 10.1215/03616878-28-4 © 2003 by The University of Chicago

活性化の起爆剤に

でしょう。集客数ですが、私たちはもう営業活動を開始、手ごたえを感じています。それにフエニックス自然動物園、二つのゴルフ場、三ホテルで年間百五十万人を集めており、「二百五十分人」は経験から出した数字、集められない人数ではあります。三年目以降は三百五十万人

を見込んでいます。大学、高校卒予定者とも社員採用は順調。大卒予定者は九九%が県出身者で、地元で働きたいという意欲のある優秀な学生。オープン前には県民を無料招待する時に併せて、実地訓練をする予定です。

は下り宮崎方面が都城付近から混雑するといった。そんなときには一定の場所から施設までシートルバスの運行で対応したいと思ってます。宮崎交通やJR航空会社に協力を依頼しております。

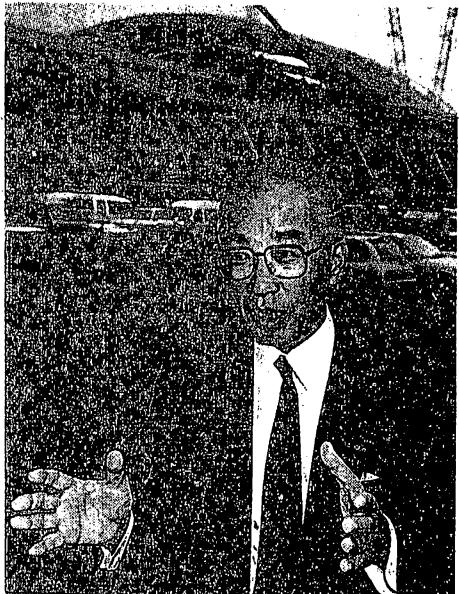
地元のためだ」との強い勧めもあり決心したわけです。そこへこのよな訴訟、会社のハンドにはなりません。環境調査など所定の手続きを経て開発を進めており、いよいよ廿の申請が方があることは、理解していただけず、会社まで巻き添えになつて誠に残念です。

経済部長 渡辺 和絃

そこが
聞きたい

—「シーガイア」がいよいよ来年夏から開業ですね。長崎ハウステンボスと並ぶテーマパーク。九州観光に厚みを加え、本県の活性化への起爆剤としても期待されています。

八月になると台風やクラゲの発生でダメ。それを三百六十五日、真冬でも泳げるやつにした。グルメも異次元の世界も体験でき、子供から老人まで楽しめる娯楽性も加倍し、多様な価値観への理解度に十分こだわられるはずです。



フェニックスリゾート副社長
中村 造さん

中央大学法学部卒業。昭和31年に旭洋株式会社入り。41年にホーテルフュニックス発足で総務部長。同社がフュニックス国際観光に改称し、事務などを経て平成2年から副社長就任。新宮町出身。60歳。(なかむら・ひろじ)

L.....

ANSWER

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 28, No. 4, December 2003
DOI 10.1215/03616878-28-4 © 2003 by The University of Chicago

「一つ葉リゾート」開発

資金問題大きく前進

地元「経営安定」と歓迎

富崎市一つ葉で大規模リゾート・シーガイア建設を進めるフェニックスリゾート(本社・富崎市、佐藤良社長)が、第一勧銀銀行から同行取締役(前有楽町支店長)の奥山泰弘氏(五十)を副社長に迎えることに対して、県など地元関係者は二十四日「リゾート経営が安定する」(松形知事)と一様に歓迎の意向を見せた。

同行の決断を受け、難航していた建設資金調達問題も一気に解決に向かいそうだ。一つ葉リゾート開発は「建設」から開業後の「経営」がクローズアップされ、新段階へと移る。佐藤社長によると、奥山氏は代表権のある副社長として迎え、同時に営業担当取締役一人も受け入れる。同社には第一勧銀からの経理担当取締役一人が派遣され、一月に専務、常務を含み、兼任した支店長経験者があり、第一勧銀から経理の経営を本腰を入れて支援していく」との意思表示にほかならない。富崎銀行は「シーガイアの資金面は、リゾートの成功はおぼつかない」との不満があつた。加えて県民の中から沸き上がった同リゾートへの資金面での不安の声に、第一勧銀としては融資団結成のために何うかの行動を起さねばならなかつた。

金問題は「これで大きく前進するだろう」とみている。慎重になつた金融機関は、

二千億円というフェニックスリゾート投資に「の足を踏んだ。本紙の報道で表面化したのが昨年秋。第一勧銀の同リゾートへの姿勢も煮え切らず、同行の全面支援を得たいフェニックス側に踏みだした。第一勧銀が及ぶや県にあせりの色が見え始めた」とだつた。フェニックス側に「資金調達難航」との話が広まつたことが、最終的に同行をリゾート経営に深く巻き込む好結果につながつたと言ふ。

(白石亮明記者)

第一勧銀全面支援で新設始へ



ヒカルの8月号

第16章 計画と実現

【政治家】政治家は、政治の運営に直接関与する者を指す。政治家は、政治の運営に直接関与する者を指す。政治家は、政治の運営に直接関与する者を指す。政治家は、政治の運営に直接関与する者を指す。政治家は、政治の運営に直接関与する者を指す。

A detailed botanical line drawing of a flowering plant. It features a central stem with several long, narrow, lanceolate leaves. At the top of the stem and extending from the sides are clusters of small, five-petaled flowers. The flowers have distinct stamens protruding from their centers.

フェニックスリノート株式会社の決算報告書の分析

⑤売上高経常利益率（売上高に占める経常利益の発生状況から会社の収益力を見る）

＜各種財務指標（第8期のみ）による分析＞

～会社の安全性を見る～

①清算比率（1年以内に資金化できる流動資産と清算しなければならない流動負債の比率で、会社の支払い能力を見る。）

$$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100\% = 12.5\%$$

※この数字が高い程、安全性は高い。日本企業の平均は124%。

②経常収支比率（経常収入と経常支出の比率で、100%を超れば一応安全）

$$\frac{\text{経常収入}(\text{営業収入} + \text{営業外収入}) - \text{経常支出}(\text{営業支出} + \text{営業外費用})}{\times 100\%} = 50\%$$

※この数字が高い程、安全。平均は106%

③自己資本比率（総資本に占める自己資本（株主資本）の割合を示し会社が調達した資金の安定性を示す。）

$$\frac{\text{自己資本} \div \text{総資本} \times 100\%}{=} = 31\%$$

※高い数字程、安定。平均は28%

～会社の収益性を見る～

④事業と経営の成功・失敗（営業利益と経常利益がでたかどうかで事業の成功度を判断する）

$$\begin{aligned} &\text{営業収益} - \text{営業費用} = \text{営業損益} (-129 \text{億円で営業損失}) \\ &\quad \text{◆商先の失敗} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{営業損益} - (\text{営業外収益} + \text{営業外費用}) = \text{経常損失} (-219 \text{億円で経常損失}) \\ &\quad \text{◆経営の失敗} \end{aligned}$$

経常利益 ÷ 売上高 = -100%

※平均は2.4%、損失（マイナス）の割合が5%以上なら苦しいとされている。

～会社の成長性を見る～

$$\begin{aligned} &\text{⑥売上高伸び率} \\ &53\% \end{aligned}$$

⑦経常利益伸び率（フェニックス社は経常損失を計上しているので損失の伸び率を示す。）

$$11\%$$

＜経営状態＞

①第7期（平成6年4月1日～平成7年3月31日まで）第8期（平成7年4月1日～平成8年3月31日まで）の決算報告書を見る限り、営業損失で毎期120億円を超しており、営業外収支を含めた経常損失でもそれぞれ197億円、219億円にのぼる巨額の欠損を生じている。事業をすればほど赤字が増える最悪の経営状態となっている。

②この赤字の一つの要因は、営業収益を上回る営業費用の増大にある。営業費用の増大の原因がどこにあるのかは明確書（例えば、人件費や販賣報酬・広告宣伝費・減価償却費もここの中に含まれる）がないためわからぬが、この一事だけでも本業に対する営業責任は避けられない。

※因みに、営業費用の明細書があつて、固定費と変動費の分類ができるれば、損益分岐点（損失と利益の別れ目になるポイント）がわかり、この会社がいくらの営業収益（売上高）をあければ、利益が発生するかの計算が可能となる。新聞報道では、単年度黒字になるのは計画から1年遅れの2001年に修正された、とのことである。

第7期決算公告

平成7年6月23日

宮崎市大字塩路字浜山3083番地

フェニックスリゾート株式会社

代表取締役社長 佐藤 棟良

貸借対照表の要旨

(平成7年3月31日現在)

(単位:百万円)

損益計算書の要旨

(自 平成6年4月1日)
(至 平成7年3月31日)

(単位:百万円)

資産の部		負債および資本の部		科 目	金 額
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	7,572	流動負債	3,735	営業収益	14,333
現金及び預金	3,806	貿易掛金	1,610	営業費用	27,082
売掛金	1,010	未償与引の当金	1,453	営業損失	12,748
棚卸資産	464	貸倒引当金	318	営業外収益	237
その他	2,290	固定負債	353	営業外費用	7,277
固定資産	172,500	長期借入金	213,541	経常損失	19,788
有形固定資産	171,292	その他の負債	210,642	特別損失	58
建物附着物	100,961	資本金	2,899	税引前当期損失	19,847
構築物	43,533	資本積立金	300	法人税及び住民税	2
その他	9,525	（うち当期損失）	32,393	当期損失	19,850
無形固定資産	567	△	(19,850)	前期繰越損失	12,543
投資等	641	資本合計	△ 32,093	当期未処理損失	32,393
総資産	185,183	負債・資本合計	185,183		
資産合計	185,183				

- 注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,755百万円
 2. 1株当たり当期損失 3,308,382円18銭
 3. 商法第290条第1項第4号に規定する超過額
 5,111百万円

表 フェニックス・リゾート社の経営実態

(単位億円)

	平成6年度	平成7年度
営業収益(年間売上高)	143.33	219.22
営業費用(年間経費)	270.082	348.93
営業損失(年間営業赤字)	127.48	129.20
営業外収益(本来の業務以外の売上)	2.37	1.68
営業外費用(借入金の利息支払等)	72.77	92.22
当期損失(年間赤字合計)	198.50	220.29
当期未処理損失(累積赤字合計)	323.93	544.22

なお、平成9年度(平成9年4月～同10年3月)は年間売上高205.47億円、営業費用309.26億円、年間赤字207.33億円となっている。



表 1. 二十一世紀連施設受注企業一覽

工事施行元 請社一覧			
アリ場 アラバハウス コニス物 テクニスト アーバジ	熊谷組、吉原建設 日産建設、 松尾、 熊本組 三井建設	信 79	327
システムモール リテラルアーバン 江林駐車場 ナビゲーション 高木株式会社	日本国鉄建築、熊谷組 佐藤航工業、大林組 三井重工业、久野建設 大林組、三井重工业、 森星建設、森林建設		
ホテル	浦川建設、熊谷組 日産、志多組 三松尾、根下 日本国土開発 作業	651	
リバティビル リバシティ	大林建設、吉田組 日本国鉄建築、三井建設 佐藤工業、甲斐 甲斐工場	284	
カレンドーム 施設機械 処理施設 集合会場	三井重工业、大林組 大成建設、志多組 “” 甲斐、	416	97

表2. 出資株主一覧
(現在. 倍率増資)

表3. 融資先企業一覧 (平成7年当時)



3者そろって「内証」

国、県、3セク

シーガイアの借地料

国、経営する第三セクター、

計画を支援する県のいずれも

が公表を拒んでいる。お互い

富崎市・一ツ葉海岸の国有林に七月末オープンしたリゾート施設「シーガイア」の敷地百三十三㌶の借地料はいくつなのか——そんな疑問に対し、

「公表ひきだいのはおかしく」との声もある。

なぜ公表でやしない

専門家秘密主義にも正反対

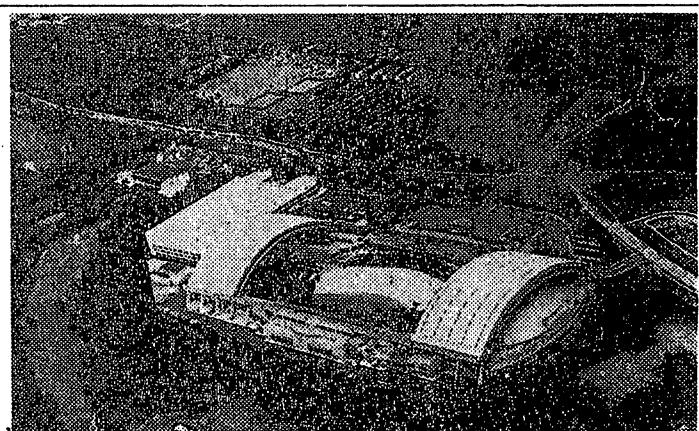
宮崎県林署の説明によるところ（佐藤棟良社長）によると、国有林は90年に国の森林空間総合利用整備事業（ヒューマングリーンプラン）の対象地域に指定された。これを受けて、シガイアを経営する第三セクターのフェニックスリゾ

ート（佐藤棟良社長）に使用許可を出した。使用料は毎年更新する。これまで周囲の地価の二・五~六%が基準といつて「時価方式」が選ばれていたが、今年度から売り上げ高に基づく「収益方式」に切り替えるといふ。

宮崎県林署の説明によると、同様の「リゾート側が『言ってほしくない』といふので明かせない」というで、神社に拝っているところ。このように、ついで、フェニックスリゾートの最大株主であるフェニックス国際觀光が、国有地北側の民有地を安い価格で借りておらず、その絡みではないかとの見方を示す。同觀光によると、国有林と同じ広さの百三十㌶の民有林を借りて一つのボテ

額を公表しないことになり、ゴルフ場、動物園などを経営している。賃貸料など約四千万円を所有者の住吉神社に払っているところ。国有林の借地料は数億円といわれるだけに差がある。しかし、リゾートはこのように都合ではない。県が「公表するな」と言っていると説明。県は「林野庁はいろんな所に土地を貸しており、個別の額が出ると不都合なのではないか」と話している。

フェニックスリゾートの総投資額は一千億円。借地料についても「超廉価」（同社幹部）といふ。ヒューマングリーンプランに詳しい宇都宮大学農学部の藤原信教授（森林計画学）は「林野庁が公開できないのはおかしい。算出方法によ



オーシャンドームやゴルフ場が広がる「シーガイア」。

いずれも国からの借地

=宮崎市・一ツ葉地区で、本社機から

ほほ全面開示命じる

シーガイア情報公開第2次訴訟

役員の所有株式も

宮崎地裁判決

県が出資しているリゾート施設「シーガイア」を経営する第三セクター・フェニックスリゾート社の決算情報の全面開示を求めて、清武町木原の前県議谷口善典さんが松形知事を相手取り起して行政訴訟があつた。第一次訴訟の審判が十三日前、宮崎地裁(横山秀憲裁判長)で言い渡された。横山裁判は原告の訴えを認め、第一次訴訟の控訴審で非開示とされた役員の個人情報のうち所有株式、同社との利害関係、退任役員の氏名と略歴について開示を命じた。全面開示に近い判決を下した。

(27回に亘る記事)

住所、職業除く原告控訴へ

今回の判決は一九九五年三月期の決算資料の開示に関する可否判断。横山裁判長は「同社は營利目的の株式会社だが、県、宮崎市と密接な関係を保持し、公共性の高い事業を目的としている」と第一次訴訟の高裁判決に続き同社の公益性について明言した。

個人情報については「公務員の個人情報を準ずる」として役員の住所、職業を除く開示を命じた。売り上げの状況や借入先を記載した営業報告書、計算書などの法人情報については第一次控訴審同様「競争上、事業運営上の利益が侵害されることが認められない」として全面開示を命じた。一方、谷口さんが「シーガイアを『県民共有の財産』と

しながら、実際の経営内容を隠すことは信義則違反」と主張したことについては、不満が残る」と全面開示を避けた。

谷口さんは判決文を読ん

観光リゾート課の沼田聰明

今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

情報公開の在り方にに対する三度目の司法判断。谷口さんは九四一九年の冬月に不満が残る」と全面開示を強く主張した。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

フェニックスリゾート社

の高い公共性の根拠として

証を起こしている。第一次

訴訟は、県から六十億円の

無利子融資や税制面での

優遇措置を受けていたが

司法判断重ね
開示部分拡大

同二回に控訴審判決
県、谷口さんともに苦中
が言い渡された。

解説 あっても公共性の高い部分は開示すべき、という全国的な情報公開の流れが今回の判決で、ついに県が開示した。第二次訴訟で個人情報はすべて非開示、二審判決ではそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任はだ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

フェニックスリゾート社

の高い公共性の根拠として

証を起こしている。第一次

訴訟は、県から六十億円の

無利子融資や税制面での

優遇措置を受けていたが

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

フェニックスリゾート社

の高い公共性の根拠として

証を起こしている。第一次

訴訟は、県から六十億円の

無利子融資や税制面での

優遇措置を受けていたが

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

フェニックスリゾート社

の高い公共性の根拠として

証を起こしている。第一次

訴訟は、県から六十億円の

無利子融資や税制面での

優遇措置を受けていたが

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

フェニックスリゾート社

の高い公共性の根拠として

証を起こしている。第一次

訴訟は、県から六十億円の

無利子融資や税制面での

優遇措置を受けていたが

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

フェニックスリゾート社

の高い公共性の根拠として

証を起こしている。第一次

訴訟は、県から六十億円の

無利子融資や税制面での

優遇措置を受けていたが

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

フェニックスリゾート社

の高い公共性の根拠として

証を起こしている。第一次

訴訟は、県から六十億円の

無利子融資や税制面での

優遇措置を受けていたが

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

フェニックスリゾート社

の高い公共性の根拠として

証を起こしている。第一次

訴訟は、県から六十億円の

無利子融資や税制面での

優遇措置を受けていたが

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

コメントした。

沼田聰明 今回の判決は、三セクの

訴訟の九四年三月期について

では昨年一月に一審判決

はそのうちの担当業務が開示され、今は開示部分をさらに広げた。司法判断を重ねるごとに開示部分は広がっている。

松形知事が「県の責任は

だ後「判決は非常にうれしいが(全面開示でないことに)

れず残念。判決文を熟読の

上、対応を検討したい」と

あくまで全面開示を

シーガイア情報公開訴訟の争点と判決内容

	1次一審判決	1次控訴審判決	2次一審判決
第三セクターの公共性(信義則違反)	一営利法人であることは否定し得ないから、原告の主張する「公益」と県情報公開条例にある「公益」とを同一視することはできない。	県と密接な関係があり高い公共性、公益性がある。情報開示の必要性は高い。県や国から優遇措置を受けており、情報開示によりある程度不利益が生じたとしてもやむを得ない。	営利を目的とする株式会社であるが、県および市と密接な関係がありゆとりのある国民生活のために利便の増進、地域の振興・発展の促進等に寄与するという公共性の高い事業者を目的としている。
個人情報	県条例は、個人に関する一切の情報を原則として非開示とすることを定めており、役員の住所、略歴、所有する株式などは非開示とする。	高度の公共性、公益性から、問題となる役員の職務担当情報は、公務員の公務担当情報に準ずる。役員の職務担当情報は個人識別情報に当たらず、開示すべき。	役員の氏名、担当業務、所有株式数および利害関係に関する情報は慣行上公表されている公務員の氏名および職に関する情報に準ずる。役員の住所、職業は開示により私生活に影響を及ぼすため非開示。
法人情報	開示により利益が害されるという確かな証拠はない。既に公表されている他の情報から推察することができ、開示により不利益が発生するとは言い難い。	経営悪化などの場合、県の観光政策全体の見直しの必要が生じることも考えられ、情報は県民にとって有用性は極めて高い。	従業員を含め多数の債務者が既に知っているか、容易に知り得る情報である。開示により競争上ないし事業運営上の利益が具体的に侵害されることが客観的に認められない。

「県民共有の財産ない、なぜ県民にすべてを開示しないのか」。十三日、宮崎裁で言い渡された第三セクター・フニックスストリート社（宮崎市）の情報公開訴訟判決。原告の清武時木原、元県議団「善典さんや」は、昨年の一次訴訟控訴審判決よりも前進した内容を評価しながらも、個人情報の一部が非開示となつていたことに「納得できなら」と不満を述べ、あくまでも全国開示を勝ち取る姿勢を見せた。

シーガイア 第2次訴訟判決

「隠すのは信義則違反」 谷口さん 前進にも県姿勢批判

住所と職業の 同列扱い意外

ない」ことも強調。「経営状況が厳しいからこそ、県民に実態を明らかにし、そして今後の方策を考えるべきだ」と、情報公開の必要性を訴えた。

住所と職業の同列扱い意外

【全国市民オンブズマン連絡会議幹事・清水勉弁護士の話】株主総会で配られ るような問題など資料を読むことが問題だし、税金を投入する以上、そのやり方と経過は住民に説明すべ

き。判断で投票の住所と職業を同列に扱っているのは意外。投票に就任する人が隠さなければならないよう な職業であるはずはないのだから。



フェニックスリゾート

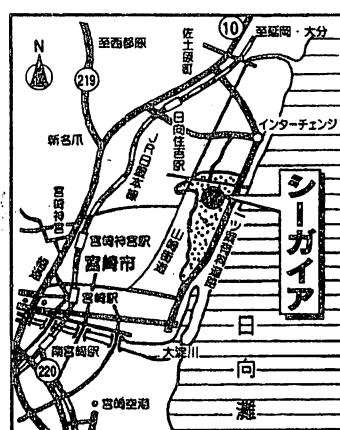
熊本 営林局 売却 後も 森林法 適用

これまで森林空間総合利用整備事業（ヒューマン）によって貯蓄された資金を活用して、平成三年十一月に「国有林等資産処分の実施方針」が発表されました。

熊本 営林局は二十四日までに、宮崎市山崎町と阿波岐原町の国有林百三十五㌶を、第三セクターのフェニックスリゾート株式会社（佐藤博良社長）に売却することを決めた。同社の公共性や保安林機能の維持を考慮した結果、問題ないと判断した。開業中のシーガイアのウォーターパーク、ゴルフ場、ホテルなどの敷地を含み、賃貸借している同社は長期的な経営安定のため、取得を強く要望していた。既に国有林野管理審議会の了承も受け、秋の契約を目指し、手続きを進めている。

敷地 合む 135ヘクタール 秋に契約

シーガイア 国有林 取得



の対象ではないが、事業の公共性などの特例基準を満たせば売れる。熊本 営林局は今回の措置について、「区域内の実施事業は都市計画法に基づく都市計画公園事業で公共性が高く、フェニックスリゾートは都市計画法に基づく認可事業体」「事業認可時提出した特別基準の要件の一つ、都市計画公園の管理権限を有する知事からの要望書」に提出した。

これまで森林空間総合利用整備事業（ヒューマン）によって貯蓄された資金を活用して、平成三年十一月に「国有林等資産処分の実施方針」が発表されました。

シーガイア内の松林管理は周辺に比べて行き届いている。同社に任せる方が地域にとってプラスとの見解。

シーガイアのあるシーガイア地区は昭和六十三年、国から

の「宮崎・日南海岸リゾート構想」の「国際海浜コンベンションリゾート地区」に指定された。平成二年、県が都市公園事業を認可。三年、着工。六年秋に第一次整備を終えた。

【立石凱義・熊本 営林局事業部長】同社は公園事業の事業者。公共目的に該当し、森林機能も保有する。

【浦部晃一・フェニックスリゾート専務】長期的な視点に立って賃貸より取得すべき。これまで松林を大切にしてきた姿勢が国に評価された、と思われる。

【中野廣明・県企画調整部次長】シーガイアは県民の財産。さらにかけがえのない森林空間として守り育ててほしい。



<全大教研第3回教研・大分・91.9.22>

宮崎ににおけるリゾート開拓問題

— 一ヶ葉リゾートアセスメント批判の立場から —

宮崎大学教職員組合 平野公孝、永田 忍

I. はじめに リゾート問題検討の論点～

1. 政府・大企業の進める国家施策としてのリゾート開発のねらい
「過剰資金」の投資、民活による新たな第3次産業中心の地域「振興」、

大企業のための内需拡大

2. リゾート開拓地域に何がもたらされるか

a. 大規模開拓による自然・環境の破壊

農地・国有林野の大企業への解放、保安林保護制度の規制緩和による大規模伐採

b. 大企業誘致の優遇措置と地方自治体・住民へのしわ寄せ

課税措置、地方自治体の出資、公共施設整備

3. リゾート地域住民にとって地域「振興」になるか

a. 住民不在、議会解散の非民主的リゾート計画推進

b. 第3次産業中心の地域「振興」は真に地域を豊かにし活性化するか、

農林漁業衰退の中で経済自立化の道足りうるか、

→ 銀行などの研究会調査ー"効果薄いリゾート開拓"（宮崎日日新聞91.8.10）

c. 全国のリゾート地が皆栄えるか

d. 大企業による地域の収奪

4. 国民的立場に立つたゆとりある余暇のための政策とは？

a. 自然環境を維持自然条件のもとでの施設、その地域の自然、文化、生活と共生し、触れ合うリゾート

b. 農・林・漁業・伝統産業など過疎地の生産活動の活性化に結びつくリゾート

c. 地元住民参加によるリゾート計画の作成

d. 身近で、安い費用。長期保養とリクリエーションの可能なリゾート地、

高級リゾート地では都市労働者も地元住民も利用できない

e. 勤労者がゆとりある余暇活動ができるために、長時間労働（長時間通勤・家庭崩壊）と低賃金の解消

II. 宮崎一ヶ葉地区リゾート計画（87年第1次承認）の概括

1. 計画内容

①松を切る総面積62.3ha（ゴルフ場35.9ha, オーターパーク8.7ha, 庭球場、ホテル、

コテージ、コンベンションホール、ショッピングモール等）

②10万本の松の伐採 - 開発地区(227ha)の松林に対する伐開率は28%、事業区域(146ha)の松林に対しては42%

③総投資額2000億円、年間220万人の利用者（現在の県全体の観光客730万人）

2. 県議会と住民の反対運動

a. 県議会における討論（88.9 - 費成訴訟も経済効果の"膨らませすぎ"）

b. 一ヶ葉周辺住民による反対運動、市民グループによる反対運動
90年秋反対署名約5500名、熱気球から銅鑼、滑稽作戦など

c. 住民による国有林の使用許可取消の訴訟（91.4）
→ 知事の認可の可否が争点：保安林の防潮機能の確保＝「アセス」の評価

d. 九州地区大学教官による反対陳情書（91.4、493名）

3. 「環境影響評価報告書」について

a. アセスメント実施組織
フェニックスリゾートK.K.→林業土木コンサルタント

b. 宮崎県自然環境保全審議会自然環境部会における審議
「アセス」に基づく調査結果の概要報告があり、推進の部会意見となつた。

c. アセスメント項目
社会環境（交通、騒音、文化財等）自然環境（地下水、動植物、景観、保安林機能等）

III. 「環境影響評価報告書」（以下「アセス」）の検討

以下、各項目について検討したことをお述べる。なお、①は「アセス」の内容、②は私たちの検討、③は「アセス」に対する批判、となつている。

1. 保安林機能への影響

a. 津波について

①明治以降の観測データによつて、約2mの高さの津波を最高とし、一ヶ葉海岸の道路の高さが約6mなので、大潮高潮時を考えても大丈夫と判断している。

②1662年の日向灘地震による大津波があり、海岸に約5mの高さに達する津波が来襲したとされている。そのような事が起ころど、一ヶ葉松林の南部や宮崎港寄りの低い区域からの内陸部への浸水が起こり、むしろ市街地のほうがより大きな被害を受けたであろう。

松林は流木などからの被害を守り、退潮時に人や物の流失を防ぐであろう。

③②で述べたような機能が今回の伐開で損なわれる程度は確かに小さいと言えよう。

しかし「アセス」で波高をあげて議論をするのに、1662年の約5mの津波を無視していることは問題であろう。

b. 防風、塩分捕捉機能について

①海岸線に直角方向の3か所（現ゴルフ場一A、開発予定地域の大小の幅の2か所一B、C）の測定線上で、松林内陸側の林縁と林外約200mにそれぞれ地上高2、6、10mで風速と空中塩分量を測定している。海岸側での測定は1点（A0）で代用している。（結果の例は別紙参照）測定結果から、全体としては、A、B、Cの林帶とも防風機能にも塩分捕捉機能にも差がないものと考えるとしている。特に、ゴルフ場のような列状林帶での風箇側林縁付近では付着量が増える傾向があり、開発しても塩分捕捉機能には問題ないとしている。

②別紙にある組合員が行つた流れのシミュレーション計算の例を示す。これによると、a)風箇側林縁で塩分は急速に付着される。b)しかし、松林の開区間に上方の気流から渦状の回り込みがあり、塩分が上方から供給される。従つて、林縁から後方に少し離れるとその高度の空気中塩分量は林縁より増加する。
c)この意味で列状林帶のほうがより付着量が多いからといつて、林縁後方で空中塩分が減少することは一概に言えない。

③計画によると、ある部分では、幅700mの松林のうち合計約300m程が、また、他の幅400mのうち約200mが伐開されよう所もある。このような条件なので現在のゴルフ場地域のデータと比較するだけでは不十分であろう。「アセス」は計画の条件に則した検討になつてない、と言える。

2. 自然環境への影響

a. 農業汚染、水質への影響

①現ゴルフ場内の井戸、池とその周辺の林縁及び開発地域の林縁の井戸2か所で、肥料成分としてN-NH₃-N, Pや, C₁、塩基イオンを調べている。海水の影響がみられることが、ゴルフ場内では肥料成分が明らかに多いことがわかった。しかし、周辺の施設園芸地帯の地下水と比較して低いこと、また、多量の降雨時以外は砂丘地内地下水は内陸部に流出しないので、周辺生活環境への影響は殆どないとしている。
②肥料について、施設園芸地帯と比較して論ずることは問題である。施設園芸では農業のなかでも、最も多量の肥料を使うからで、それを基準にとるべきではない。農業については、一ツ葉地域の場合、地下水ならばに周辺海岸へ影響が出る可能性がある。
③調査回数が2回で不十分である。農業使用との影響について全然触れられていない

いのは、「アセス」として問題である。

b. 動物生態系、植物生態系の維持

①動物相の調査が12月と4～5月に行われている。

②以前にはアカウミガメの上陸頭数が最も多い場所であったものが、既に、一ツ葉海岸の離岸堤設置により、ゼロに近くになっている。

③動物相は7月前後に最も豊富になると言わわれていることからすれば、少なくとも年4回実施すべきであろう。クロマツ林内の食物連鎖の関係ぐらいたは、1年かけて調査し、伐採によりどれくらいの動物相への影響ができるか検討すべきであろう。また護岸のような人工物設置の危険性について全く述べていない。

3. 用水計画など周辺生活基盤との関連

①用水計画として、ホテルなどの生活用水は市営水道からの給水、その他の施設に必要な用水は事業区内の井戸水を利用するだけ記述されている。
②砂丘内にある地下水がある程度内陸部と孤立しているならば、ある区域の松の集中的伐開による地下水供給源の変化、大量の地下水利用による海水の局所的水位上昇、これららの結果として松林や地下水利用者への影響がでよう。
③海岸に隣合つて位置するリゾート計画の「アセス」においては、地下水の量的な調査と地下水利用計画およびその影響評価を欠くべきでない。

4. 文化的環境への影響

①周辺の有形史跡について述べているに過ぎない。
②宮崎県では、系統的にこの地域の埋蔵文化財について調査を行つてきていな。一ツ葉周辺の埋蔵文化財の出土状況からすれば、一ツ葉地域にも可能性のあることである。

以上の検討から、「アセス」は当然検討すべきと思われる事について、取り上げていなか、または不十分であると言えよう。

さらに、「一つ葉リゾート計画」にたいする批判としては、単に「アセス」の問題としごくだけ判断するのではなく、「I.はじめに」で述べた各項目とともに、総合的に批判しなければならない。

結論として、この問題の多い「アセス」からは、200年以上にわたつて地域住民がおそればはならない。

そらくは生活防衛のために營々と築き上げてきた、全国でも有数の大規模な松林一わかれわれは、これこそ文化財遺産と考えるが一を、「現リゾートのために3割にも達する大規模伐採をしてよい」と言う回答は出でこない。

日向灘震地

津波で犠牲拡大

想定3地震の県内被害予想（最大時）

		北 部 (M 7.5)	南 部 (M 7.5)	えびの・小林 (M 6.5)
人 的 被 害	死 者	408人	914人	93人
	重 傷 者	1,191人	1,779人	290人
	長期避難者	88,108人	157,134人	17,241人
建 物 被 害	全 壊 木 造	9,246棟	16,522棟	3,059棟
	全 壊 非木造	3,415棟	6,123棟	722棟
	※焼 失	7,516棟	16,834棟	917棟
ラ イ フ リ エ ン の 被 害	断水(上水道)	229,434世帯	231,046世帯	47,099世帯
	停 電	70,116世帯	83,868世帯	37,773世帯
	電話の不通	124,403回線	183,302回線	26,306回線
	※※都市ガス 供給停止	274件	17,279件	0件

【注】Mはマグニチュード。※は冬の夜（午後5—7時）で西の風速4m、延滞時間が2時間の場合。※※の都市ガス供給地は宮崎、都城、延岡市のみ。死者、重傷者には津波によるものは含まない。

県防災アセス

「北部」死者844人

ライフラインにも打撃

県が二十日まとめた大規模な避難行動では、日向灘を源とした津波による死者は（いにしへは）三百八十人に対し、「北部」は八百四十四人で二倍強。

「北部」では日向市の死者が圧倒的に多く五百八十二人、次いで延岡市三百三十九人、宮崎市二十三人、「南部」でも日向市の死者が最多で九十三人、延岡市百四人、宮崎市七十三人となっている。これらの数

が圧倒的に多く五百八十二人、次いで延岡市三百三十九人、宮崎市二十三人、「南部」でも日向市の死者が最も多く百九十三人、延岡市百四人、宮崎市七十三人となっている。これらの数

が圧倒的に多く五百八十二人、次いで延岡市三百三十九人、宮崎市二十三人、「南部」でも日向市の死者が最も多く百九十三人、延岡市百四人、宮崎市七十三人となっている。これらの数

が圧倒的に多く五百八十二人、次いで延岡市三百三十九人、宮崎市二十三人、「南部」でも日向市の死者が最も多く百九十三人、延岡市百四人、宮崎市七十三人となっている。これらの数

が圧倒的に多く五百八十二人、次いで延岡市三百三十九人、宮崎市二十三人、「南部」でも日向市の死者が最も多く百九十三人、延岡市百四人、宮崎市七十三人となっている。これらの数

が圧倒的に多く五百八十二人、次いで延岡市三百三十九人、宮崎市二十三人、「南部」でも日向市の死者が最も多く百九十三人、延岡市百四人、宮崎市七十三人となっている。これらの数

が圧倒的に多く五百八十二人、次いで延岡市三百三十九人、宮崎市二十三人、「南部」でも日向市の死者が最も多く百九十三人、延岡市百四人、宮崎市七十三人となっている。これらの数

が圧倒的に多く五百八十二人、次いで延岡市三百三十九人、宮崎市二十三人、「南部」でも日向市の死者が最も多く百九十三人、延岡市百四人、宮崎市七十三人となっている。これらの数



3月5日(金)

1999年(平成11年)

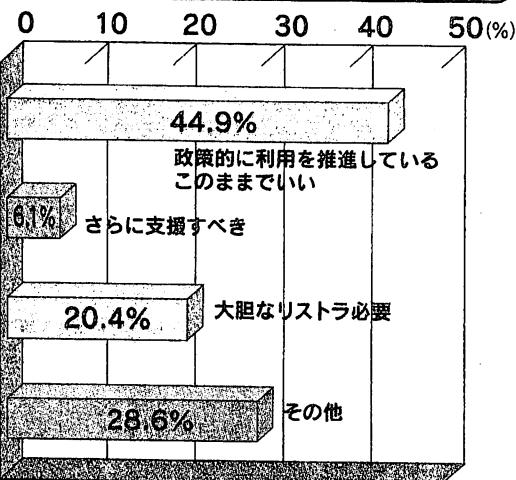
第20957号(日刊)

フェニックス・リゾート

県の対応肯定51%



累積赤字の増えるフェニックス・リゾートへの県の関与について



21世紀への選挙

みやざき

'99統一地方選

状況

宮崎日日新聞社は、四月二日告示の県議選(定数四十五)を前に、二月中旬段階で立候補予定していなかった六十三人に、第三セクター・フェニックス・リゾート社への県の対応、膨らみ続ける県債残高、情報公開、県民の政治参加の四項目について質問。四十九人から回答を得た。予定者の半数は、同リゾート社について「従来通りでいい」「さらに支援が必要」、膨らみ続ける県債残高には「経費節減を徹底的に」と強い危機感を持っていることが分かった。

県議選立候補予定者に聞く

(中)

「県は國力を整備し、利用促進しておる。このままではよい」が最も多い(四四・九%)。「それに支援すべき」(六・一%)を加えると約半数が、県の姿勢を肯定している。

二割の候補者が「大胆な

県の指導が必要

「県は國力を整備し、利

用促進しておる。このままでよい」が最も多い(四四・九%)。「それに支援すべき」(六・一%)を加えると約半数が、県の姿勢を肯定している。

二割の候補者が「大胆な

県の指導が必要

「県は國力を整備し、利

用促進しておる。このままでよい」が最も多い(四四・九%)。「それに支援すべき」(六・一%)を加えると約半数が、県の姿勢を肯定している。

二割の候補者が「大胆な

規模縮小必要2割

県債残高増に危機感

リストラ徹底を

一九九九年度末の県債残高は、一般会計規模を上回ることにして、「後年度の交付税増額があり心配していない」(三〇・四%)、「緊急事態のために財政膨張は止め得ない」(一〇・二%)、という肯定派は三〇%強とまとった。

クオリゾート社が昨年夏に発表した累積赤字は九百三十九億円、長期借入金は二千三百八十八億円になった。開会中の県議会で松形知事は「県が返済責任を負うことはない」と從来通りの考え方を示した。立候補予定者は「県の責任をどう受け止めらるか」と質問した。

その他(八・六%)の意見でも「会社更生法の手続きをすべき」(谷川善典・無元・高鍋郡)、「県は撤退した方がいい」(鶴屋敷恵美・共現・高崎市)と大胆な提言が目立つ。「議会特別委員会を設置すべきだ」(中村幸一郎・日向・都城市)、「県は國力を整備し、利用促進しておる。このままではよい」が最も多い(四四・九%)。「それに支援すべき」(六・一%)を加えると約半数が、県の姿勢を肯定している。

二割の候補者が「大胆な

県の指導が必要

「県は國力を整備し、利

用促進しておる。このままでよい」が最も多い(四四・九%)。「それに支援すべき」(六・一%)を加えると約半数が、県の姿勢を肯定している。

二割の候補者が「大胆な

県の指導が必要

「県は國力を整備し、利

用促進しておる。このままでよい」が最も多い(四四・九%)。「それに支援すべき」(六・一%)を加えると約半数が、県の姿勢を肯定している。

二割の候補者が「大胆な

県の指導が必要

「県は國力を整備し、利

用促進しておる。このままでよい」が最も多い(四四・九%)。「それに支援すべき」(六・一%)を加えると約半数が、県の姿勢を肯定している。

二割の候補者が「大胆な

県の指導が必要



樂園の行方

迷走する官民共同事業

1 信念

加者は慨然した。

「一九九五年度より毎期二百億円ほどの巨額の損失を出し続けており、改善の見通しがない。いつ黒字に転換するのか予測不可能。事実上の破産状態——」

日本科学会議九州地方区が昨年末、宮崎市内で開いたシンポジウム。公共事業に関する分科会の関心は、シーガイアを運営する第三セクター、フェニックスリゾートの七百五十一億円もの累積赤字が明らかになつた決算書の財務分析に集まつた。

報告者、富崎産業経営大の足立辰雄・助教授（経営戦略論）は、「自己資本三億円に対し、借入金は二千億円」という非常識な経営。黒字を出せない現状で、累積赤字を単独で支払う元手はない」と指摘した。財務指標からみた収益性、安全性、成長性も「ほとんどなきに等しい」と論じ、九州各県からの参加者はみなった。

「刺激的」な報告に、参

ぐらつく3セク「不倒神話」

第三セクター（三セク）

荒谷部長は「事業費を融資した銀行側が、國の指導

「推進する以外に道はない

ホテル、ゴルフ場などの先

△

億円。株主は県（二十五%）▽宮崎市（二十五%）▽フェニックス国際観光、旭洋（計四一%）▽テレビ宮崎、宮崎銀行、宮崎日日新聞社、宮崎放送、全日本空輸、丸十産業、三重野商事、宮崎ガス、宮崎交通（計九%）。

《第三セクター》国や地方公共団体（第一セクター）と、民間（第二セクター）の共同出資で設立された企業。民間の資金や人材を利用して、多様化する行政ニーズにこたえられるのが利点とされ、地域振興の担い手としてバブル経済以降、設立が相次いだ。

巨額損失続々「起爆剤」

情報統括部長は「行政の予算枠では遂行できない計画

崩壊という悪条件に見舞わ

た。話しかけた。

第三セクターは、シーガイアの開業時にバブル

「リゾート構想」を何度も

にあつた。

県と宮崎市が出資するエニックスリゾートは、シーガイアの開業時にバブル

「リゾート構想」を何度も

にあつた。

れながらも、収益好転を図りて縣命の模索を続けて

いた。話しかけた。

同事業とは、どのようなも

ので不良債権償却の動きを早めたため、三セクの行き話を

したところ、宮崎觀光は以前

に始めた佐藤社長と、持論の

松形祐麿氏が知事に就任したところ、宮崎觀光は以前

の華やかさを失き、「何と

かしなければ」との思いを募らせていた。三十年以上前

で不良債権償却の動きを早めたため、三セクの行き話を

したところ、宮崎觀光は以前

の華やかさを失き、「何と

かしなければ」との思いを募らせていた。三十年以上前

で不良債権償却の動きを早めたため、三セクの行き話を

したところ、宮崎觀光は以前

で不良債権償却の動きを早めたため、三セクの行き話を

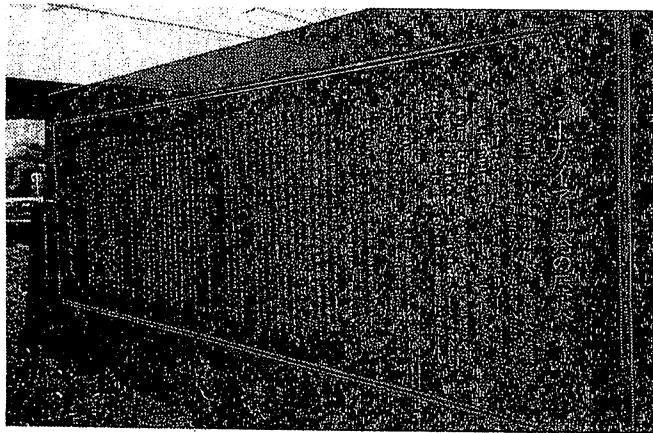
したところ、宮崎觀光は以前

の華やかさを失き、「何と

かしなければ」との思いを募らせていた。三十年以上前

で不良債権償却の動きを早めたため、三セクの行き話を

したところ、宮崎觀光は以前



「ホテルオーシャン45」の玄関前にある石碑。シーガイア開発の経緯が刻まれている=宮崎市山崎町で

樂園の行方

迷走する官民共同事業

（観光立国論）の文選
崎市・大淀川河畔の公園通り
り。その一角にある十一階
建ての空きビルを近く、市
が「破格の価格」で購入す
る予定だ。市内で数少ない
「バブルの象徴」だった。
「バブル経済華やかじい
ろに計画されたせいか、バ
ブルの産物のように誤解さ
れている面もあるが、シーガ
イアはあくまで長期的視
点に立ち、国家的事業として
行ったものなんです」
「フェニックスクリゾーネ」の
佐藤棟良社長は二年前、グ
ループ企業「フェニックス
国際觀光」の三十年記念誌
にこう記し、シーガイアが
一企業の事業ではないこと
を強調した。
リゾート推進を県政の柱
に据えた松形祐義知事も
「シーガイアは全国のモデ
ルリゾート」。バブルとは無
縁」と開業前に語った。リ
ゾート法の適用第一号とい
う「米澤」に、万感の思い
を抱いた。

行政の經營責任 どこまで

（續光高崎）の玄関、宮崎市・大淀川河畔の公園通り。その一角にある十一階建ての空きビルを近く、市が「破格の価格」で購入する予定だ。市内で数少ない「バブルの象徴」だった。「バブル経済華やかじる」に計画されたせいか、バルの産物のように誤解されている面もあるが、シーガイアはあくまで長期的視点に立ち、国家的事業として行ったものなんです」

して波及効果は全産業に及ぶはずだ」

卷之三

リゾート法 総合養育地域整備法 余暇の拡大や

【ヘリゾート法】総合開発地域整備法。余暇の拡大や需拡大目的に一九八七年施行。都道府県が整備対象地区を決め、民間の力を生かした開発計画を立て

國の承認を受ければ、税制上の優遇措置があり、
地法、自然公園法などの規制も緩和される。

『全国総合開発計画』国土総合開発法に基づき、国がこれまで四次にわたって策定。第四次計画(四年総)は、都市化や国際化への対応を目指した。1961年一五年を目標年次とする五全総は近く策定される見通しで、情報通信基盤の全国整備などが盛り込まれる。

潜在型の保養施設などの整備を目的に、都道府県から市町村、民間レベルまでが一貫性のある計画を持つことが前提だった。民活型の大規模リゾート開発を打ち出した「第四次全国総合開発計画」と直結していた。

あい 総局 調められたのは半分にも満たなかった。今年二月現在、全国で十九ヵ所。うち三セクはシーガイアを含め十九ヵ所といふ。

同庄業務第1課は三セクの運営について「経済情勢の変化で、必争しもろくといってない」と話す。

「建設資金の調達といふ面から見ると心配せざるほれません。経営が悪化すれば不能になった場合、三

「松

た。今でもこの方針に一変
わりはない」と知事はい
る。

しかし、県の支出は「出
資」に限らない。県はブロ
ニックブリゾートに無利子の「観光核施設」の立
地六十億円を融資し、リゾ
ート法の定めたのをいい
て、すべての道筋シーナ
イアを通じて、もあわか
れた。多くの市町村も、
継続を前提に、地域おこし
などの関連事業に励む。

「出資の範囲」県は判断

問も投げかけられた。リゾート・ゴルフ場問題セグに対する県の責任はどうなるのか

一ツ葉地
二宮柳

によるゴルフ場造成を認め、学は「国はリゾート開発入る直前の九年月。資

眺め方

（森林空間総合開発の）走るのではないか」と懼るが、ひとと民間金融機関などから資金の借入れで調達する計画。

吉川一九

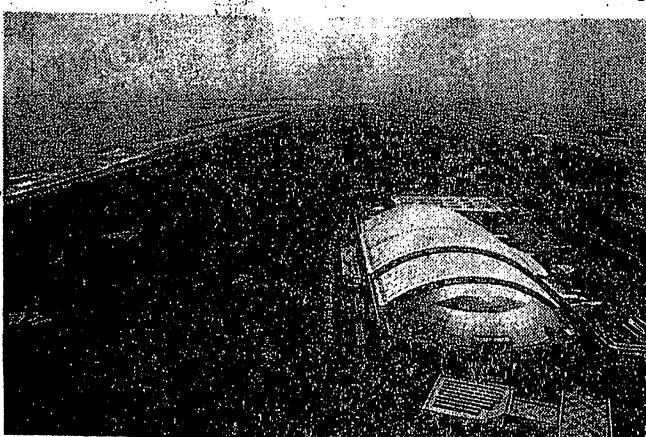
業の巨額の累積赤字を解消、建前だったこのプランが、議が最悪のケースを含めてできるうな場合、県内でも事業の公益性なら特例基準、資本の所持を准かめた。

の高原
で保

一ガイ
法 | を

約四十都道府県で百五十
シーカイア周辺の国有林
の肩かわりや赤字補てんなど
も、約百三十五社がフェニ
などをする者ではないと明言

シ
憲



シーガイアの高層ホテルから眺めた一つ葉地区。独自の「松憲法」を定めて保護育成に努めている三宮崎市(崎町)で

県の行方

迷走する官民共同事業

(3) 公開

—私の質問に全然答え
ておられないじゃないですか。

答弁をお願いします。

「先ほど申しましたよう

に、開示した場合、会社に

競争上または事業運営上の

不利益を与えると判断して

おります」

—県民が出資してる会
社ですよ。県民には知らせ
んでも、独走してもらいたい
と思われるのですか。

「県は株主として会社の
経営に十分関与しております。
すし、適正に処理されてい
ると判断してござります」

—県がそれを思ってたっ
て、県民に知らせんかった
らやみじやないですか。

シーガイアの運営主体で
ある第三セクター（三セ
ク）の決算内容をめぐり、
四年前の県議会で、無所属
だった谷口魯典さんは執行
部とやり合った。ともに譲
らず、「決算開示」の是非
を問うまれた訴訟として最
高裁で係争中だ。

初めは穏やかな気持ちだっ
たんですがね。善政を施す

県側の「独善的対応」に憤り

率が五〇%以上でなけれ
ば、決算状況を議会へ報告
する義務はない。ただ、四
分の一以上の出資があると
会社を圧迫している例が多い
などは必要に応じて監査
ができる。その場合は公告し
なければならない。

フューリックスリゾートの
場合、県監査委員が約三年
前に監査内容を公告した。
「事務事業はおおむね適正
に執行され、出資等の目的
に適合している」。行ぎ詰
まればシケが自治体に向く

市町村の部局が対象で、第三セクターや土地開発公
社などは対象外。国レベルでは、公団や事業団などの
特殊法人を対象に含めるかが近く国会で審議される
情報公開法案の論点になっている。

アの決算内容に関する非開示处分の取り消しなどを求
めた行政訴訟の控訴審で、福岡高裁宮崎支部は昨年十一
月、フューリックスリゾートの高い公共性を認め、非
開示処分の一部を取り消し、役員の担当職務開示を命
じる判決を示した。

厳しいチェックが必要

—「タイムリーな話題」を話
あらまんから」と話す。

「寄り合の所帯」のもう
一人指摘される三セクだ
と看えてくる。

「タイムリーな話題」を話
あらまんから」と話す。

「寄り合の所帯」のもう
一人指摘される三セクだ
と看えてくる。

「タイムリーな話題」を話
あらまんから」と話す。

「寄り合の所帯」のもう
一人指摘される三セクだ
と看えてくる。

「タイムリーな話題」を話
あらまんから」と話す。

「タイムリーな話題」を話
あらまんから」と話す。

「タイムリーな話題」を話
あらまんから」と話す。

「タイムリーな話題」を話
あらまんから」と話す。

「タイムリーな話題」を話
あらまんから」と話す。

開の県公文書開示審査会
が、開示するか否かを協議
した議事録の全面開示も求
めた。「開かれた県政つ
て、いいたい何だ」。頭に
こびりついていた。

全国で開業が相次いだ三
セク方式のテーマパーク
は、半分以上が採算割れに
陥っているといわれる。民

「できることがやってみ
ます」

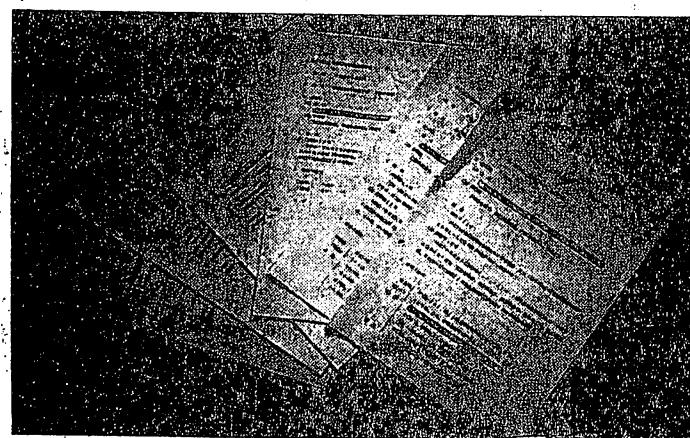
のだから厳しいチェックが
必要だが、監査委員事務局
は「何」の監査すべき対象
が多く、定期的には難し
い」と話す。

細かくやった方がいいと
思ふ。うちみたいに名刺にシ
ーク方式のテーマパーク
は、半分以上が採算割れに
陥っているといわれる。民

「できることがやってみ
ます」

市町村の部局が対象で、第三セクターや土地開発公
社などは対象外。国レベルでは、公団や事業団などの
特殊法人を対象に含めるかが近く国会で審議される
情報公開法案の論点になっている。

アの決算内容に関する非開示処分の取り消しなどを求
めた行政訴訟の控訴審で、福岡高裁宮崎支部は昨年十一
月、フューリックスリゾートの高い公共性を認め、非
開示処分の一部を取り消し、役員の担当職務開示を命
じる判決を示した。



谷口さんに開示された県公文書開示審査会の議事録。最初は一部が黒塗りだった。

樂園の行方

迷走する官民共同事業

4 同盟

利益供与事件で歴代首脳

が相次いで逮捕された第一勵業銀行。捜査のメスは、業界トップクラスの大手都市銀行と総合屋の慈善を慕き、その感覚と社会常識の深い溝をさらした。

「今はとも将来の約束などできません。たださえ、新体制のもとで会社の方針を決めるのに半年はかかるのに……」

捜査が大詰めを迎えていた昨年七月、同行本店の広報担当者は、メインバンクを抱うシーガイアへの協力を冷めた口調だった。その直前の県議会で、松形祐堯知事は「引き続き資金的、人的支援をしていただることを確認している」と答弁していた。

フェニックスストリートの取締役最高顧問だった内田恒雄・元副頭取も逮捕された。同社の佐藤耕良社長が「企業人生五十年の長きにわたり、ひ借額をじだいだ」と賛辞を贈った一人、宮崎邦次・元会長は即死

県も一触即発した。信

用を裏切った行為に、預金者の怒りが大量の「解約」に現れた。県議会で共産党議員は「社会的責任が問わ

れている重大事件を、知事はどう受けとめておられるのか」と追及した。

佐藤氏は戦後、大阪市に紙製品卸会社「旭洋」を興した時から「勵と取引関係

常、取引がある金融機関に現れた。県議会で共産党議員は「社会的責任が問わ

れている重大事件を、知事はどう受けとめておられるのか」と追及した。

佐藤氏は戦後、大阪市に紙製品卸会社「旭洋」を興した時から「勵と取引関係

メインバンク不祥事で混乱

にある。三十年以上前のボーテルフュニックス建設も、当時の日本勵業銀行からの「多大な協力」があつて、これが立直しに奔走、体

續不振に陥った場合は、金融面での支援や再建、救済

入をめぐり、「リストラ」や「体質改善」が問題

株主もある。役員などの人材を派遣し、貸出先が業

績不振に陥った場合は、金融面での支援や再建、救済

入をめぐり、「リストラ」や「体質改善」が問題

する。

企業のメインバンクは通

指弾された。公的資金の導

入をめぐり、「リストラ」や「体質改善」が問題



信頼回復に取り組む「ハートの銀行」。県内では唯一の都市銀行だ。

今ではスクラム」と県

にある。三十年以上前のボーテルフュニックス建設も、当時の日本勵業銀行からの「多大な協力」があつて、これが立直しに奔走、体

續不振に陥った場合は、金融面での支援や再建、救済

入をめぐり、「リストラ」や「体質改善」が問題

株主もある。役員などの人材を派遣し、貸出先が業

績不振に陥った場合は、金融面での支援や再建、救済

入をめぐり、「リストラ」や「体質改善」が問題

する。

企業のメインバンクは通

指弾された。公的資金の導

入をめぐり、「リストラ」や「体質改善」が問題

する。

企業のメインバンクは通

指弾された。公的資金の導

入をめぐり、「リストラ」や「体質改善」が問題

する。

企業のメインバンクは通

指弾された。公的資金の導

入をめぐり、「リストラ」や「体質改善」が問題

する。

企業のemainバンクは通

指弾された。公的資金の導

入をめぐり、「リストラ」や「体質改善」が問題

する。

樂園の行方

迷走する官民共同事業

5

「私、今から独り言をいいます」

橋本龍太郎首相は、こう切の出した。

「まず、各国の要人は同じホテルではいけません。でも、会場までは同じ時間で着くよう、あまり遠くてはダメですよ。それと、空港からはへりを使うことになるんじゃないかなあ」

「中止」を意識した言い回しだった。1000年に日本で開かれる主要国首脳会議（サミット）。富崎開催の陳情で、二月初旬に初めて官邸入りした松形祐堯知事らは、首相の「独演」に感じ入った。

「総理はここまでじゅべるのか。それにしてもよく勉強しておられる」。同席していた津村重光・富崎市長は思った。シーガイアでの開催が実現すれば、名実ともに中核市。そんな期待もあった。

各省庁から出向した六十人以上の官僚が執務にあたり、多くの政府関係者らが首相に会うため訪れる。サミットの「地方開催」とい

う判断も、恐いといひで下される。

当時は政権の「三月危機説」もささやかれ、関係筋は「開催場所の決定時期に、それがこの主かを想定して動くことも大切だ」と助言していた。中曾根康弘・竹下登の両元首相らから、富崎開催の「推薦」も取り付けた、といひ。

千三百四十四社あるうち出資比率が二五%以上なの七千五百八十社。民間の年度決算で金体の四割強が信託調査機関は「一九六九年」と見る。

いまや、県政の柱となる

地方公会に対し、同

県などが出資している第三会。総帥（そうすい）の佐藤社長は毎回、「シーガイア安泰」を人生訓も交えて

「この施設をどう生かす

一時間近く話す。

長年にわたって社長を支えたフュニックスクリン

トの中村浩副社長も「三

七九だからといって、県や

都市銀、ゼネコン、行政

市に責任を負わせるとこ

ことはまったくない」と明

かを早急に考えることが大

それを引っ張ってきた佐

誠・熊本大教授（ワーリズ

文化公園、県立芸術劇場、県立美術館、県立図書館、

西都原古代体験館、総合運動公園を関連会場として提

示。宿泊施設は富崎市内だけで一万五千人以上を収容

できるとしている。

（この連載は具志堅直

……。それぞれの疑惑が絡

が担当しました）

浮揚の期待 サミットにかけ

ところが「1000年」のサミット誘致。県と富崎市に次いで、佐藤栄良（エニックスリゾート社長の出身地である北郷町の議会）も誘致を決議した。県が想定する主会場はシーガイア。サミット開催と一緒に、佐藤社長の夢は、そのままシーガイアへの「立てられ」になる。一方、運営主体の現況がネックになりかねない、との指摘もある。

省は客観的な経営評価指標のサミット誘致。県と富崎市に次いで、佐藤栄良（エニックスリゾート社長の出身地である北郷町の議会）も誘致を決議した。県が想定する主会場はシーガイア。サミット開催と一緒に、佐藤社長の夢は、そのままシーガイアへの「立てられ」になる。一方、運営主体の現況がネックになりかねない、との指

「前田が思弟」の誕生日



北郷町長からサミット誘致決議の報告を受ける松形祐堯知事（右）。「悲願」は成るか＝県庁知事室で

（観光は長期的な視点が必要。ある程度の期間赤字は当初から予想していたこと）と知事。「確実に改善の方向。県の主導のもと支援していく」と富崎市長。「何とかサミットを実現させて新しい富崎」と富崎交通社長。金原あけみは、そのままシーガイアにきた金財産をシーガイアに注ぎ込む覚悟です。みなさんは、何も心配しなくていい

（サミット）県はシーガイア以外にも、富崎市福祉センター（三セク）などの施設を将来の財政負担等にも配慮したかかわり方を検討し、適切に対応し、公共性の確保と経済性の発揮を調和させることが望まれるとの調査結果を公表した。

シーガイア・ーツ葉リゾート開発 「3つの謎」を考える

講師：後藤 好成氏（弁護士、一ツ葉リゾート訴訟弁護団事務局長）

日時：1999年3月20日(土) 14:00～16:00

場所：宮崎市中央公民館大研修室(Tel.0985-29-8455)

資料代：300円



第1の謎：

国有防潮保安林をリゾート開発の場にできたのは、なぜか？

第2の謎：

採算の見通しのない開発が強行されたのは、なぜか？

第3の謎：

シーガイアは倒産すると、どうなるのか？

主催：日本科学者会議宮崎支部(JSA)

青年法律家協会宮崎支部(青法協)

連絡先：Tel.0985-58-2811(宮崎大工学部 内線 4121 平野)

経営見通しが甘かつたのでは

ゼネコンに乗せられただけでは



「3つの謎」を語る
シーガイア・ツツ葉リゾート

シーガイアの問題点について指摘する後藤弁護士

明。「シーガイアは第三セクターで、特別待遇を受けている。そのため、私企業と違って、経営見通しに甘さがあったのではないか」と指摘した。

会場からは、「結局、中央のゼネコンに乗せられていただけではないのか?」「サ

シーガイア問題 市民講座で指摘

累積赤字が約九百三十八億円（一九九八年三月期決算）に達している大型リゾート施設シーガイアの経営状況や問題点について考え方について語った。参加した約三十人が意見を交わした。

後藤弁護士は、「国有の市民講座（日本科学者会議宮崎支部・青年法律家協会宮崎支部主催）が二十日、宮崎市内で開かれた。同講座は、昨年十二月に続いて二回目。「ツツ葉リゾート訴訟」にかかわった後藤好成・弁護士が「シ

生させた提案などを市民から募集し、発表する場を設けたい」としてい。提案についての問い合わせ、申し込みは、日本科学者会議宮崎支部（宮崎大学・平野公孝教授研究室）ミット（主要国首脳会議）の誘致実績が、本当に（経営状況）起死回生につながるのか」といった意見が出された。

同弁護士は「第三セクター施設、シーガイアの経営について考える市民講座「シーガイア・ツツ葉リゾート開発『3つの謎』を考える」」と題して講演。参加した約三十人が意見を交わした。

後藤弁護士は、「ツツ葉リゾート訴訟」弁護事務局長の後藤好成さんが意見発表した。約30人が参加。後藤さんは、シーガイアが毎年約200億円の赤字を出し、約30人が参加。後藤さんは、シーガイアが毎年約200億円の企業に返済するに触れ、「年間売上高は、シーガイアが毎年約200億円の企業に返済できる金額ではない。立地条件などから考えて現在の状況は当然予想できたはず

「県は見通しのつかない開発を強行」 宮崎市でシーガイアの経営を考える市民講座

だ」と主張、「県は見通しのつかない開発を強行したこと」を批判した。更に経営について「現時点で累積債務の返済に極力する考えはない」としているが、債権者に責任を追及された場合、税金投へ踏み切る可能性はある」との見方を示した。

【奥田 伸】

富崎市の大型リゾート施設、シーガイアの経営について考える市民講座「シーガイア・ツツ葉リゾート開発『3つの謎』を考える」」が20日、富崎市津土江町の市中央公民館であつた。建設用地の松林の伐採許可取り消しなどを求めていた。建設用地の松林の伐採

は経験がなかった。なぜ、△採算の見通しのない開発が強行されたのはなぜか。シーガイアは倒産するのではないか――の三

点に絞って開発の経緯や、法律的な問題点について説明。主催者は「次回は、シーガイアを赤字経営から再